

一般財団法人日本尊厳死協会定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、一般財団法人日本尊厳死協会と称する。
- 2 この法人の英文における表示は JAPAN SOCIETY FOR DYING WITH DIGNITY という。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も、同様とする。

(目的)

- 第3条 この法人は、終末期における医療の選択の権利を守ることができる社会の実現をめざして、リビング・ウィルの理解と普及を図り、ひろく市民の人権の確立とその尊重に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) リビング・ウィルの普及啓発事業
 - (2) リビング・ウィルの登録管理事業
 - (3) リビング・ウィルの調査研究及び提言事業
 - (4) その他この法人の目的達成に必要な諸事業
- 2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(事業年度)

- 第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる年1期とする。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

- 第6条 設立者の名称及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住所 東京都文京区本郷二丁目27番8号

設立者 一般社団法人日本尊厳死協会

拠出財産及びその価額 現金 1000万円

(財産の種別)

- 第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分等)

第 8 条 この法人は、基本財産については適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上に当たる多数の議決を経なければならない。

(財産の管理及び運用)

第 9 条 この法人の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資金運用規程による。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書

- 2 この法人は、法令で定めるところにより、定時評議員会終了後直ちに、貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 12 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 13 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程

によるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 14 条 この法人の剰余金は、一切分配してはならない。

第 3 章 評議員

(定数)

第 15 条 この法人に、評議員3名以上20名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(選任等)

第 16 条 評議員の選任及び解任は、評議員会会長を委員長とする役員等候補選出委員会が定員以上の候補者名簿等の資料を評議員会に提出し、評議員会の決議により行う。

2 評議員会会長は、評議員会において選定する。

3 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(権限)

第 17 条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令で定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第 18 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補充として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、退任又は任期満了後においても、第 15 条に定める評議員の員数が欠けたときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 19 条 評議員に対して、各事業年度の総額が80万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 4 章 評議員会

(構成及び権限)

第 20 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 役員等の選任及び解任
 - (2) 評議員の報酬等の支給基準
 - (3) 役員等の報酬等の額又はその支給の基準
 - (4) 定款の変更
 - (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (7) 残余財産の帰属
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (9) 前各号で定められたもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。)で規定する事項及びこの定款で定められた事項
- 3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後、遅滞なく招集の手続が行われない場合。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

第 23 条 理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、場所及び目的である事項等を記載した書面をもって又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 24 条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

(定足数)

第 25 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 26 条 評議員会の議事は、一般法第189条第2項に規定する事項及びこの定款で特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第31条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、賛成票の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 27 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 28 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)開催の日時及び場所
 - (2)議事の経過の要領及びその結果
 - (3)その他一般法施行規則に定める事項
- 2 議事録には、議長及び評議員会において選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印するものとする。

(評議員会運営規則)

第 30 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 31 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、14名以内を一般法第197条において準用する第91条第1項第2号で規定する執行理事とすることができる。

(役員を選任等)

第 32 条 理事及び監事は、役員等候補選出委員会が提出する定員以上の候補者名簿等の資料を参考として、評議員会の決議により各々選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された執行理事より副理事長及び専務理事を選定することができる。ただし、副理事長は3名以内、専務理事は1名とする。
- 5 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務・権限)

第 33 条 理事は、理事会を構成し、一般法及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事、それ以外の執行理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 理事長、副理事長、専務理事及び前項の執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 34 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること

- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任 期)

- 第 35 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補充として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
 - 4 役員は、第 31 条第1項で定めた役員の数に欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

- 第 36 条 役員が次のいずれかに該当するときは、役員等候補選出委員会が提出する資料等に基づき、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第 37 条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

- 第 38 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第52条に定める理事会運営規則によるものとする。

(役員の実任の免除又は限定)

- 第 39 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項の役員の実任責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める額とする。

(名誉会長及び顧問)

- 第 40 条 この法人に、任意の機関として名誉会長及び7名以内の顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
 - 3 名誉会長及び顧問の任期は、本人の申し出又は理事会の決議がない限り終身とする。
 - 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

- 第 41 条 名誉会長及び顧問は、理事会の諮問に応じ意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(設置)

- 第 42 条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第 43 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前2号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
 - (6) 第39条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第44条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 定例理事会は、毎事業年度3回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第34条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第45条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段の規定により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
 - 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第 46 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

- 第 47 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第 48 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(決議の省略)

- 第 49 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

- 第 50 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 33 条第 7 項の規定による報告には、適用しない。

(議事録)

- 第 51 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載又は記録した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) その他の一般法施行規則第 62 条において準用する同規則第 15 条第 3 項及び第 4 項に定める事項

- 2 議事録は、出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

- 第 52 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条第1項に規定する事業並びに第16条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法については変更することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上に当たる多数の議決を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第16条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

(合併等)

第 54 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の議決を経て、他の一般法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 55 条 この法人は、一般法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 56 条 この法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号のイからトに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 57 条 この法人の事業の円滑な推進を図るために必要があるときは、理事会はその決議により、その諮問機関として各種の委員会を設置することができる。

- 2 各委員会の委員は、理事会が選任し理事長が委嘱する。
- 3 各委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、設置のつど、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局

(事務局設置等)

第 58 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

- 第 59 条 主たる事務所には、法令の定めるところにより、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関(理事会及び評議員会)の議事に関する書類
 - (5) 監査報告書
 - (6) その他法令で定められた帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 62 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 支 部

(支部設置)

- 第 60 条 この法人の事業の推進を目的として支部を置く。
- 2 支部には、支部長及び支部の業務推進に関する協力者として支部理事(非役員)をおくほか、所要の職員を置くことができる。
 - 3 支部長は、理事会の承認を得て理事長が任命する。
 - 4 理事は、理事会の決議により支部長を兼務することができる。
 - 5 支部の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

第11章 会 員

(会 員)

- 第 61 条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。
- 2 この法人の趣旨に賛同し、後援するリビング・ウイルを登録する個人を会員とすることができる。
 - 3 会員及び会費に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第 62 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 63 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第 64 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第13章 補 則

(委 任)

第 65 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. 施 行 この定款は、この法人の設立の日から施行する。(設立日 平成26年10月1日)

変 更 平成26年10月7日評議員会の決議により第36条及び第61条の一部を変更。

変 更 平成27年4月1日吸収合併に伴い 評議員会の決議により法人名称を変更。

2. 設立時評議員

この法人の設立時の評議員は、次に掲げる者とし、その任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の事業年度に関する定時評議員会終結のときまでとする。

設立時評議員	井形昭弘	伊勢田暁子	川合 昇
	北村 聖	松下 宏	松根敦子
	丸尾多重子		

3. 設立時役員

この法人の設立時理事、代表理事及び監事は、次に掲げる者とし、その任期は、第35条第 1 項及び第2項の規定にかかわらず、最初の事業年度に関する定時評議員会終結のときまでとする。

設立時理事	青木仁子	安達俊郎	岩尾總一郎
	古賀順子	鈴木裕也	長尾和弘
	信友浩一	藤島 喬	

設立時代表理事 岩尾總一郎

設立時監事 和田義博

4. 最初の事業年度

この法人の最初の事業年度は、第5条の定めにかかわらず、この法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

5. 最初の事業計画等

この法人の設立初年度の事業計画及収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。